

労働環境実態調査報告書

(令和6年9月調査)

令和7年3月

尼 崎 市

目次

I 調査概要.....	1
II 調査結果.....	3
1 回答事業所の概要	3
2 正規従業員の労働条件（環境）	13
3 正規従業員の賃金等	25
4 人材の確保・育成	34
5 女性従業員の活用等	42
6 高齢者雇用安定法への対応.....	46
7 外国人および障害者の雇用	48
8 障害者の法定雇用率の引上げと支援策の強化.....	56
9 労働環境の整備・改善	58
10 アマポータル	59
III 資料編.....	61
1 調査依頼文及びアンケート調査票	61
2 単純集計結果	67

本報告書における図表等の表記について

- 本報告書では、調査結果を業種別、従業員規模別（以下、規模別という。）に示すことを基本とする。
- 規模別は、回答事業所の従業員規模別構成比（Ⅱ（2）図 Ⅰ-2(p.3)参照）をふまえ、次の3区分とする。「50 人未満」「50～99 人」「100 人以上」
- 無回答を除いて集計しているため、回答サンプル数（「n=」で表記）がⅡ 調査結果の表 Ⅰ-Ⅰ（p.3）の有効回答数と一致しない場合がある。
- 実数での回答を求めた設問については、回答サンプル数に加えて、平均値（「 μ =」で表記）を記載する。
- 前回調査（令和 5 年 9 月実施）との比較が可能な設問は、前回調査の回答全体の結果を図表で示す（図表中では「前回」と表記する。）但し、比較が不可能な設問については、前回調査の回答全体の結果は省略する。
- 構成比率は四捨五入して記載するため、合計が 100%とならない場合がある。
- 本文では、回答全体（以下、「全体」という。）と比較して特徴がみられる業種や規模（概ね構成比で 5.0 ポイント以上の差がある場合）を中心に記述する。
- 「宿泊業,飲食サービス業」については、回収サンプル数が少ないため、基本的に業種別に結果を示すことを控える（ただし、「全体」には含む。）。
- 設問によって、回答者が制限される場合がある。回答サンプル数が少ない設問では、業種別、規模別の図表や本文の記述等を控えることがある。

I 調査概要

I 調査の目的

尼崎市内の勤労者の労働条件を総合的に把握し、労働福祉行政及び産業振興の参考に資するとともに、勤労者の福祉向上の一助とする。

2 調査対象

尼崎市内の従業者30人以上のすべての民営事業所 1,105 事業所

※総務省「事業所母集団データベース」の事業所名簿を利用した。

表 I 産業大分類別・従業者規模別事業所数

	30～ 49人	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500人 以上	合計
A 農林、漁業							0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	22	19	8			1	50
D 建設業	89	68	38	13	11	10	229
E 製造業	1						1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	4	5	1	1	1	17
G 情報通信業	48	53	12	5	2	1	121
H 運輸業、郵便業	85	61	25	6	1	1	179
I 卸売業、小売業	13	5		1			19
J 金融業、保険業	8	8	1	2			19
K 不動産業、物品賃貸業	11	11	7	2	3	2	36
L 学術研究、専門・技術サービス業	31	31	2	3			67
M 宿泊業、飲食サービス業	13	9	4				26
N 生活関連サービス業、娯楽業	17	15	2		1		35
O 教育、学習支援業	108	58	21	4	3	1	194
P 医療、福祉			1		1		2
Q 複合サービス業	44	32	16	8	7	2	109
R サービス業	495	374	142	45	30	19	1,105
合計	495	374	142	45	30	19	1,105

資料：事業所母集団データベース（総務省）

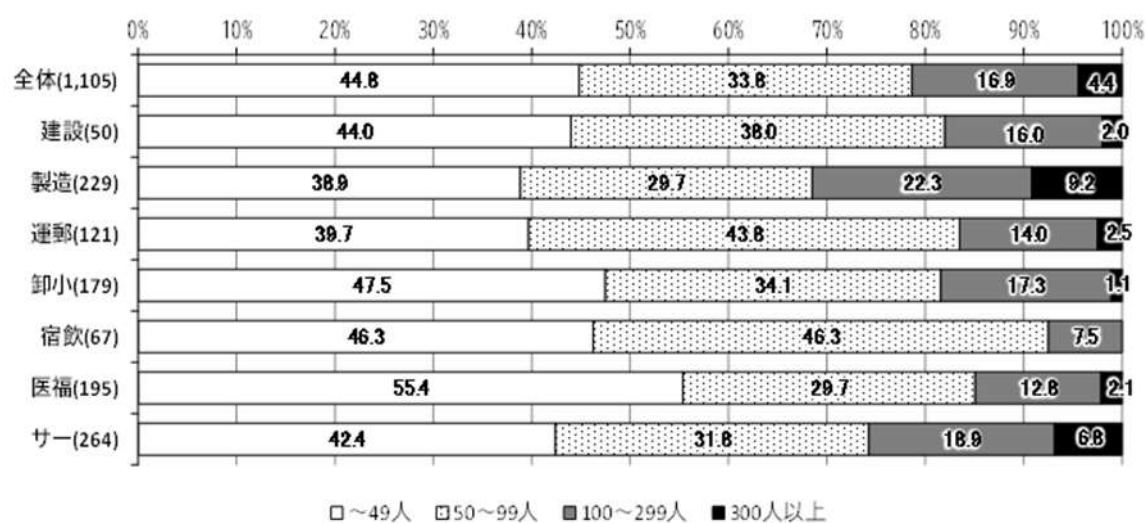
（注）令和5年度労働環境実態調査等において移転・廃業等を確認した事業所を除く。

以下、本報告書では、産業大分類を次のとおり表記する。

表 II 業種の表記

産業大分類	本文での表記	図表での表記
「D 建設業」	「建設業」	『建設』
「E 製造業」	「製造業」	『製造』
「H 運輸業、郵便業」	「運輸業、郵便業」	『運郵』
「I 卸売業、小売業」	「卸売業、小売業」	『卸小』
「M 宿泊業、飲食サービス業」	「宿泊業、飲食店」	『宿飲』
「P 医療、福祉」	「医療、福祉」	『医福』
「F 電気・ガス・熱供給・水道業」「G 情報通信業」 「J 金融業、保険業」「K 不動産業、物品賃貸業」 「L 学術研究、専門・技術サービス業」 「N 生活関連サービス業、娯楽業」 「O 教育、学習支援業」「Q 複合サービス業」 「R サービス業」	「サービス業」	『サー』

図Ⅰ 産業大分類別・従業者規模別事業所数の構成比



3 調査方法

郵送によるアンケート調査票の配布・回収

WEB フォーム、インターネットおよびFAXによる回収

※調査票は調査報告書 Ⅲ資料編(p.67)を参照

4 調査時期

令和 6 年9月

5 調査時点

令和 6 年5月1日現在

6 配布・回収数

配布数 : 1,105

無効配布数: 22

有効配布数: 1,083

回収数: 349

無効回収数: 10

有効回収数: 339

有効回収率: 31.3%

Ⅱ 調査結果

Ⅰ 回答事業所の概要

(1) 業種

調査票の配布・回収状況を業種別に示したものが、
表Ⅰ-Ⅰである。

業種別の回収率をみると、「医療、福祉」、「製造業」
「運輸業、郵便業」、「建設業」で比較的高く、3割を上
回る。一方、「宿泊業、飲食サービス業」は9.1%と低い。

表Ⅰ-Ⅰ 業種別の回答事業所と回収率

	有効 配布数	有効 回収数	有効 回収率 (%)
建設	50	16	32.0
製造	229	91	39.7
運郵	117	39	33.3
卸小	172	33	19.2
宿飲	66	6	9.1
医福	191	86	45.0
サー	258	68	26.4
他	0	0	0.0
合計	1,083	339	31.3

(2) 従業員数

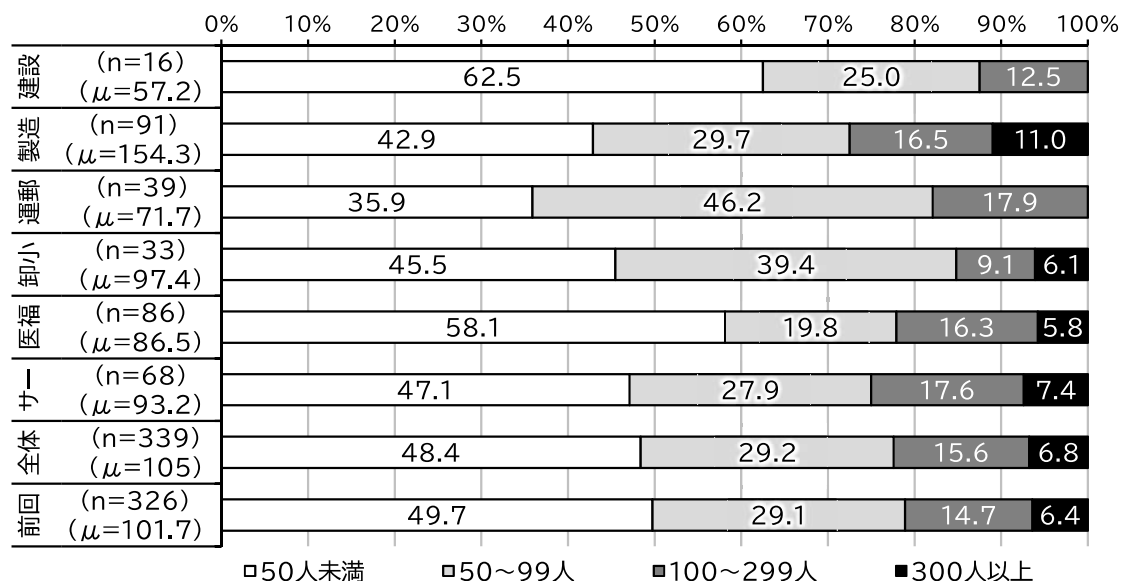
① 全従業員数

回答事業所の、従業員規模別の構成比を業種別に示したものが、図Ⅰ-2である。

「全体」では、全従業員数が「50人未満」の事業所の割合が48.4%と最も高い。以下、
「50～99人」(29.2%)、「100～299人」(15.6%)、「300人以上」(6.8%)と続く。

業種別にみると、「全体」と比べて、「建設業」では従業員が「50人以上」である事業所の
割合が低い一方、「50人未満」である事業所の割合が高い(62.5%)。同様に、「医療、福
祉」でも「50人未満」である事業所の割合が高い(58.1%)。「運輸業、郵便業」(46.
2%)、「卸売業、小売業」(39.4%)では「50～99人」の割合が「全体」(29.2%)より、そ
れぞれ高い。

図Ⅰ-2 全従業員数(業種別)



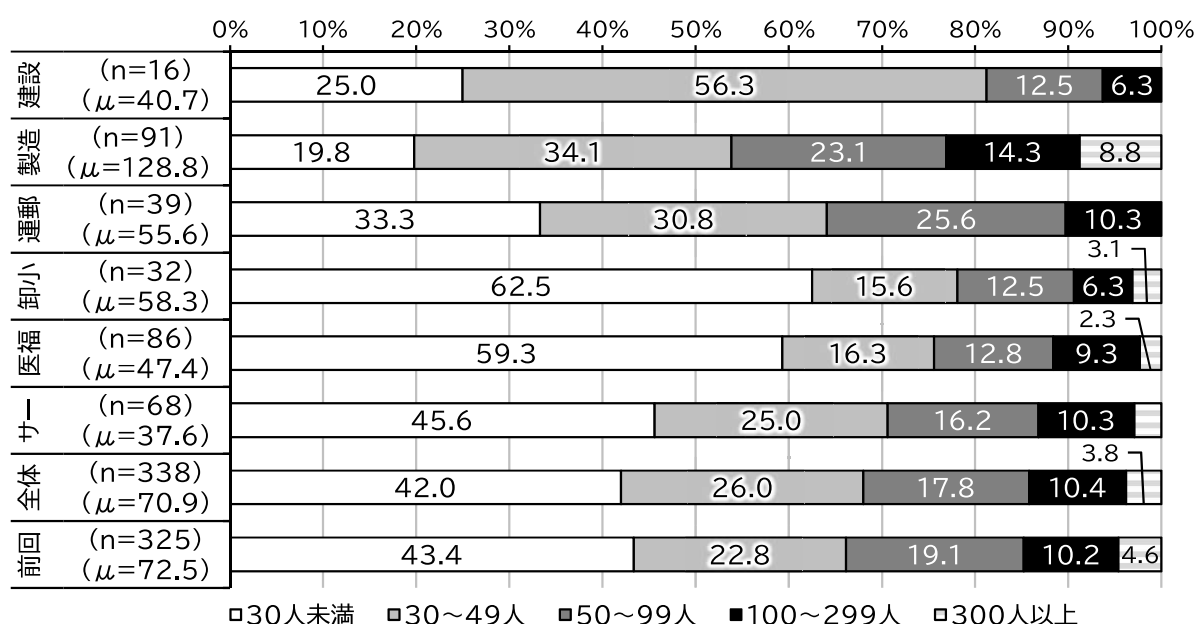
②-1 正規従業員数

回答事業所の正規従業員数について、業種別に示したものが図1-3である。

「全体」では、正規従業員数が「30人未満」である事業所の割合が42.0%と最も高く、次いで、「30～49人」(26.0%)、「50～99人」(17.8%)、「100～299人」(10.4%)と続く。

業種別にみると、「製造業」では、正規従業員数が“50人以上”である事業所の割合が「全体」と比べて高い(46.2%)。また、「建設業」では、「30～49人」の割合が56.3%と突出して高く、「製造業」でも「30～49人」の割合が34.1%と、「全体」と比べて高い。一方、「全体」と比べて「30人未満」の事業所の割合が高いのは、「卸売業、小売業」(62.5%)であり、次いで、「医療、福祉」(59.3%)である。

図1-3 正規従業員数(業種別)



②-2 非正規従業員数と割合

非正規従業員数について業種別に示したものが図1-4-1、規模別に示したものが図1-4-2である。

「全体」では、非正規従業員を雇用する事業所の割合は、91.8%となる。内訳をみると、雇用する非正規従業員が「1～9人」である事業所の割合が最も高い(31.0%)。

業種別にP@;;;@みると、「全体」と比べて非正規従業員を雇用する事業所の割合が最も高いのは「医療、福祉」(100.0%)であり、最も低いのは、「建設業」(76.9%)である。また、「製造業」、「建設業」、「サービス業」、「運輸業、郵便業」では「1～9人」である事業所の割合が高く、「医療、福祉」では「10～29人」である事業所の割合が突出して高い(52.4%)。

規模別にみると、従業員数「50～99人」、「100人以上」の事業所では9割以上の事業所が非正規従業員を雇用している。また、「100人以上」では、半数以上の事業所が非正規従業員を“50人以上”雇用している。

図1-4-1 非正規従業員数(業種別)

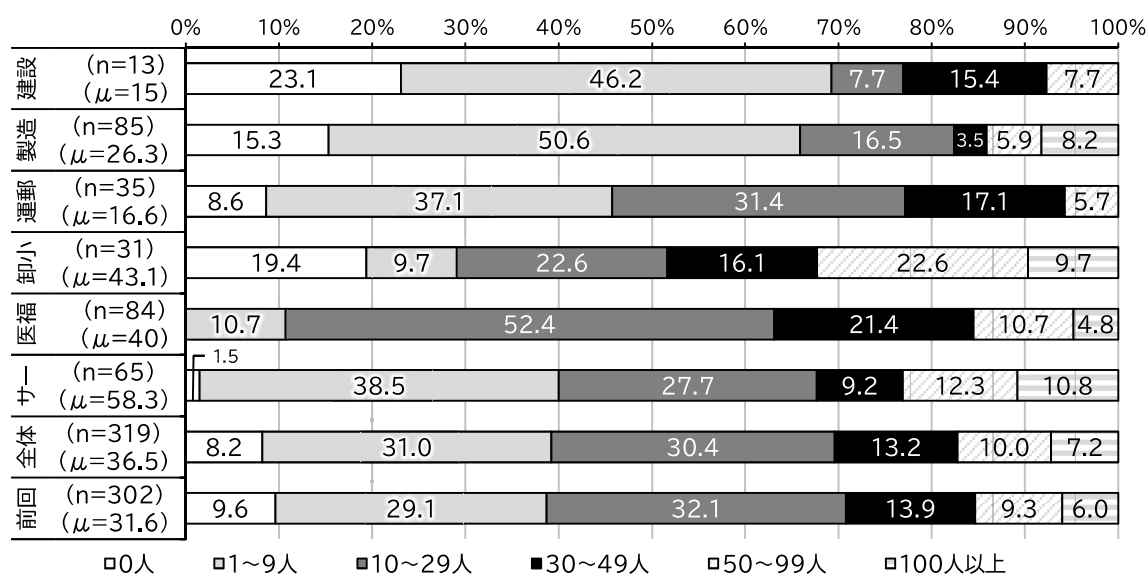
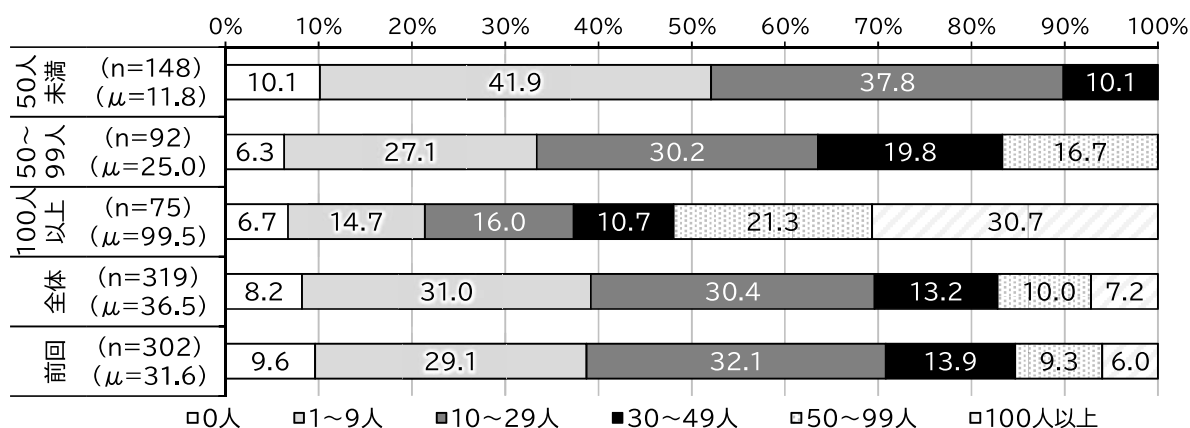


図1-4-2 非正規従業員数(規模別)



全従業員に占める非正規従業員の割合について業種別に示したものが図1-4-3、規模別に示したものが図1-4-4である。

「全体」では、全従業員に占める非正規従業員の割合が「25~50%未満」である事業所の割合が最も高く(23.5%)、次いで、「10~25%未満」(19.4%)、「0.1~10%未満」(19.4%)、「75%以上」(16.3%)と続く。

業種別にみると、「卸売業,小売業」では、非正規従業員の割合が「75%以上」である事業所の割合が「全体」と比べて突出して高く(48.4%)、次いで「サービス業」が高い(21.5%)。「医療,福祉」では、非正規従業員の割合が「25~50%未満」である事業所が44.0%と突出して高い。「建設業」では、非正規従業員が「0.1%未満」である事業所の割合が他のいずれの業種より高く(23.1%)、「0.1~10%未満」である事業所の割合(30.1%)と合わせると、50%を超える。

規模別にみると、「全体」と大きく差がある区分は無く、どの従業員規模でも「0.1%以上」非正規従業員がいる割合が9割程度となっている。

図1-4-3 非正規従業員の割合（業種別）

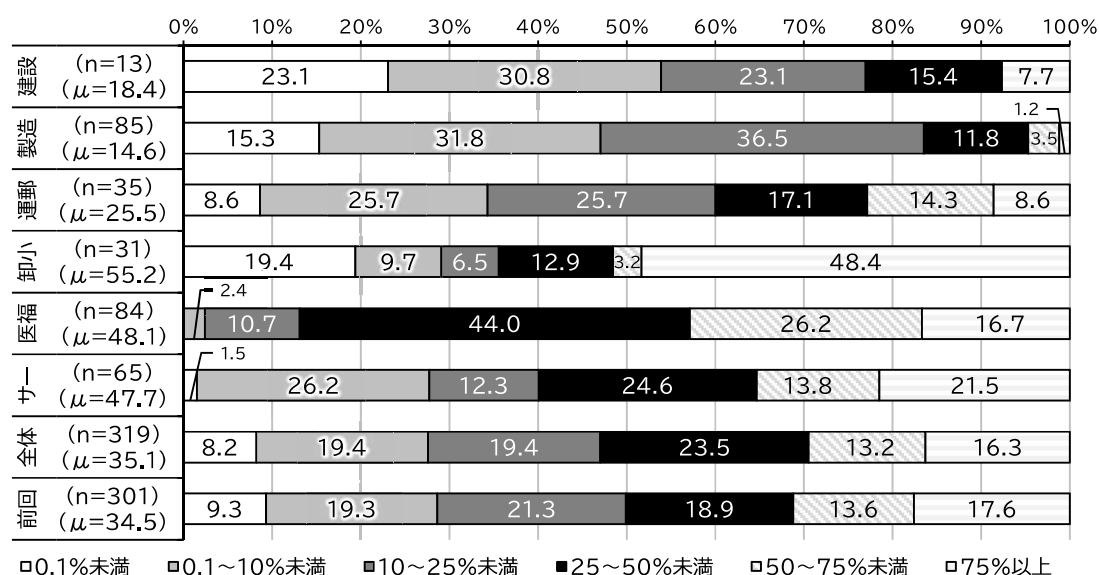
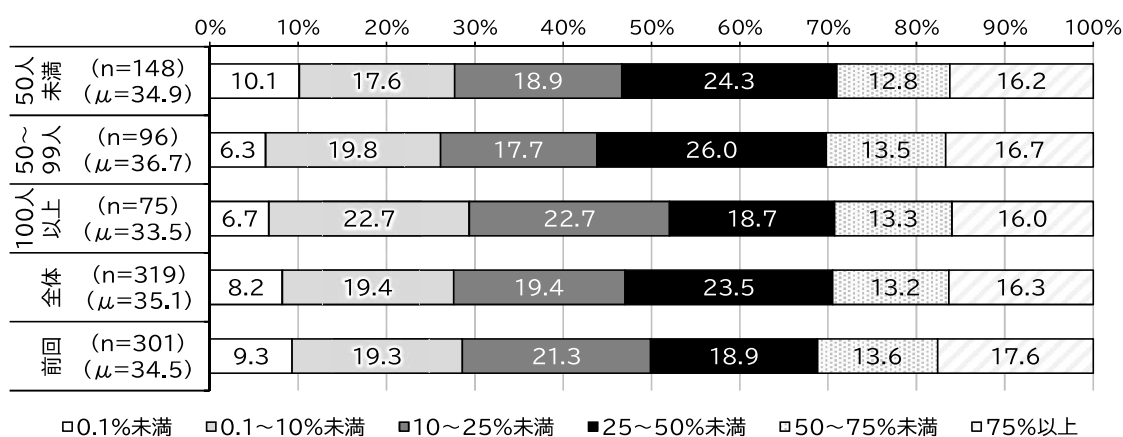


図1-4-4 非正規従業員の割合（規模別）



②-3 派遣受入従業員数

派遣受入従業員数について業種別に示したものが図1-5-1、規模別に示したものが図1-5-2である。

「全体」では、派遣受入従業員を活用する事業所の割合は、48.1%である。受入人数では、派遣受入従業員を「1~9人」活用する事業所の割合が31.4%で最も高く、次いで、「10~29人」が9.8%である。

業種別にみると、「全体」と比べて派遣受入従業員の人数が多いのは、「製造業」（61.3%）であり、派遣受入従業員を“10人以上”活用している事業所の割合が、「全体」と比べて高い（28.0%）。一方で、「卸売業、小売業」、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「医療、福祉」では、派遣受入人数が「0人」である事業所の割合が「全体」と比べて高く、受入人数も少ない。

規模別にみると、規模が大きいほど、派遣受入従業員を活用する事業所の割合が高い傾向にあり、「100人以上」の事業所では70.0%の事業所が派遣受入従業員を活用している。

図1-5-1 派遣受入従業員数(業種別)

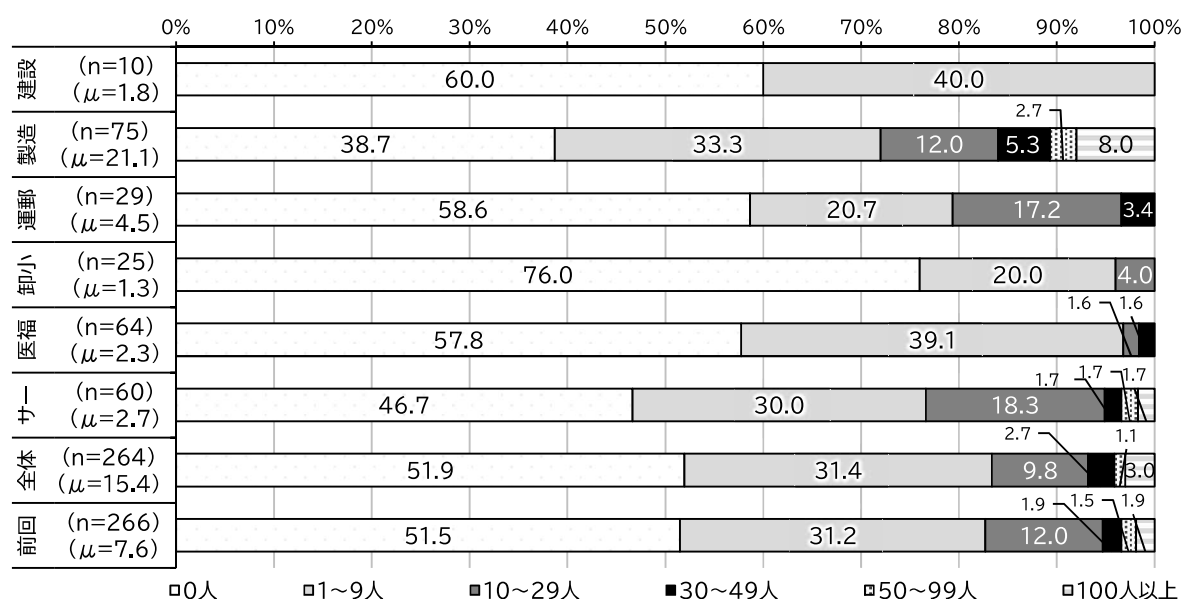
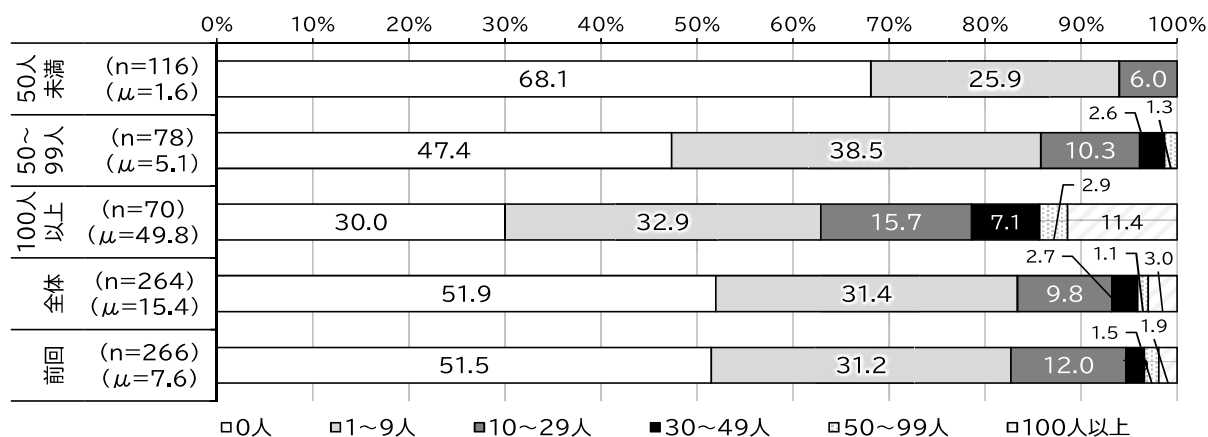


図1-5-2 派遣受入従業員数(規模別)



③ 管理職の人数と割合

管理職の人数について業種別に示したものが図1-6-1、規模別に示したものが図1-6-2である。

「全体」では、管理職の人数が「1~9人」である事業所の割合が最も高く(71.0%)、次いで「10~29人」(15.8%)である。なお、管理職の人数が「0人」である事業所の割合は6.3%である。

業種別にみると、「全体」と比較して、管理職の人数が多い事業所の割合が高いのは「製造業」であり、「10人以上」が37.7%である。一方で「医療、福祉」、「卸売業、小売業」では、管理職の人数が「1~9人」である事業所が8割以上を占め、管理職の人数が少ない事業所の割合が高い。

規模別にみると、「100人以上」では「全体」と比べて「10人以上」の割合が64.0%と突出して高く、管理職が「100人以上」いる事業所の割合が6.7%と、「全体」と比べて高い。

図1-6-1 管理職の人数(業種別)

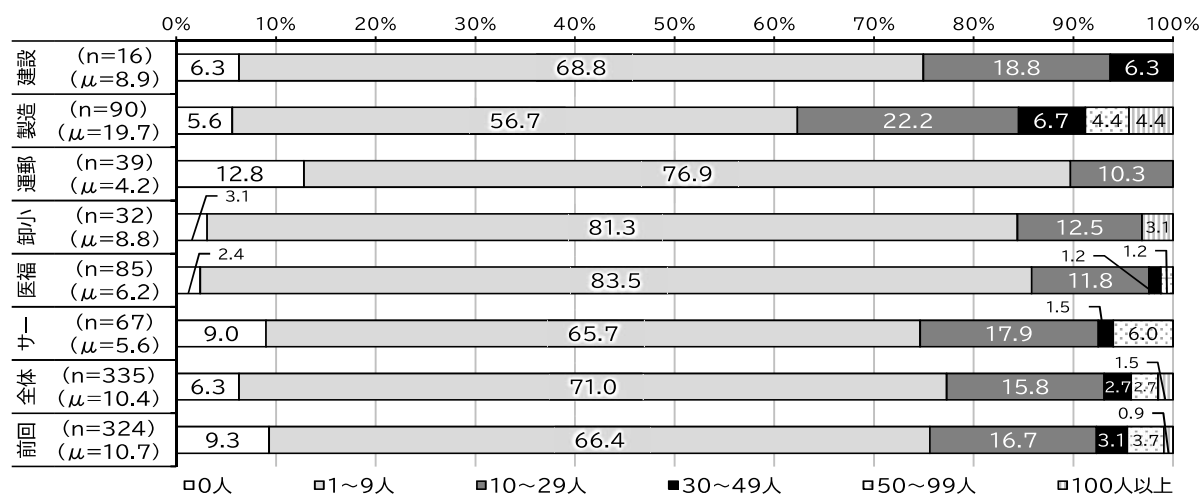
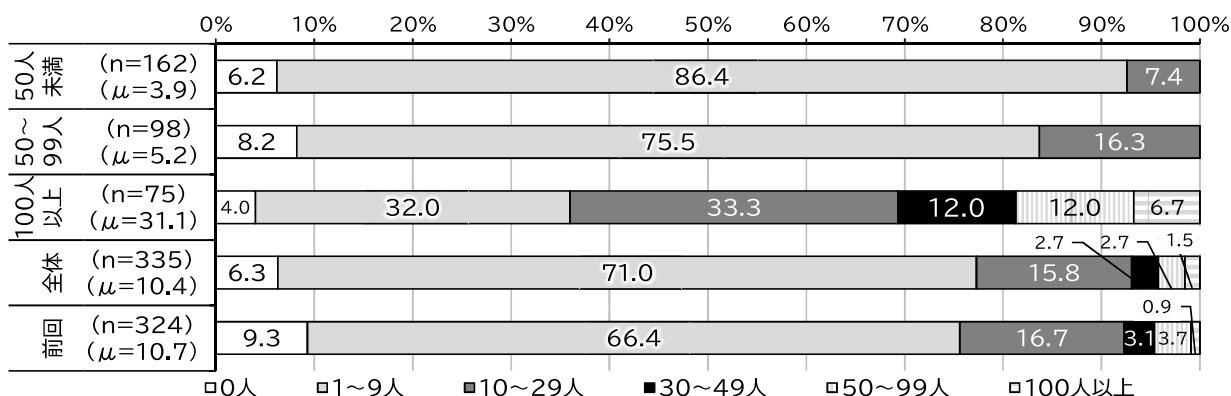


図1-6-2 管理職の人数(規模別)



全従業員に占める管理職の割合を業種別に示したものが図1-7-1、規模別に示したものが図1-7-2である。

「全体」をみると、管理職の割合が「0.1~10%未満」であるという事業所の割合が最も高く(56.1%)、次いで「10~25%未満」(31.3%)である。

業種別にみると、「建設業」、「製造業」では、管理職の割合が「10%以上」である事業所の割合がそれぞれ50.0%、58.9%となっており、「全体」に比べて高い。一方、「運輸業、郵便業」「医療、福祉」「卸売業、小売業」では、管理職の割合が「10%未満」であるという事業所が7割以上を占める。

規模別にみると、従業員「100人以上」の事業所では管理職の割合が「25%以上」の事業所の割合が最も高い(9.3%)。

図1-7-1 管理職の割合（業種別）

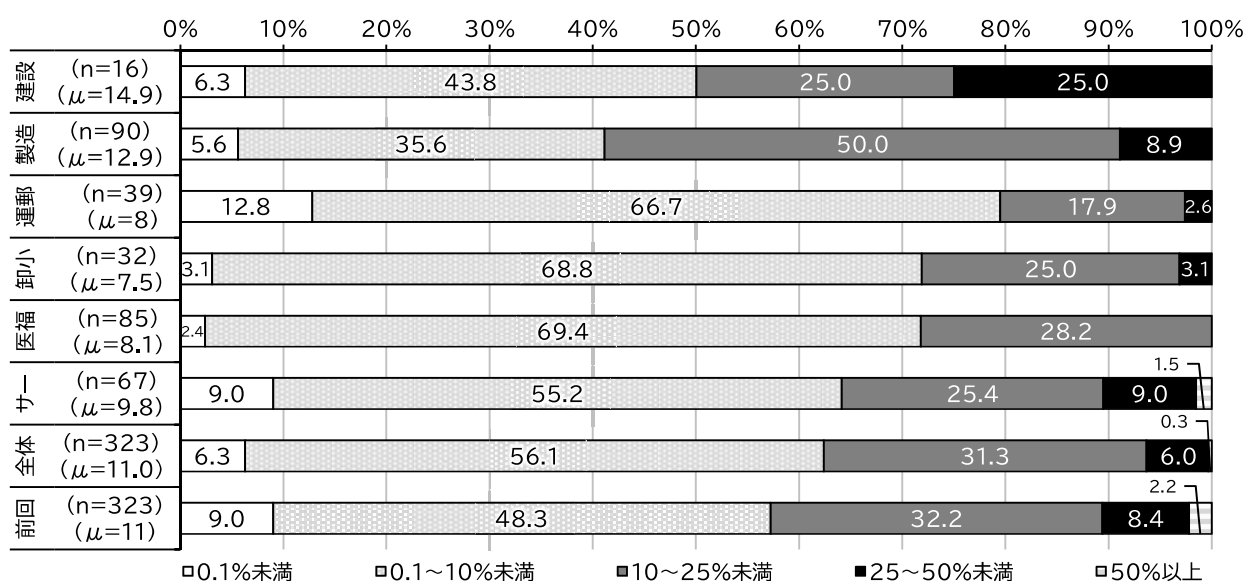
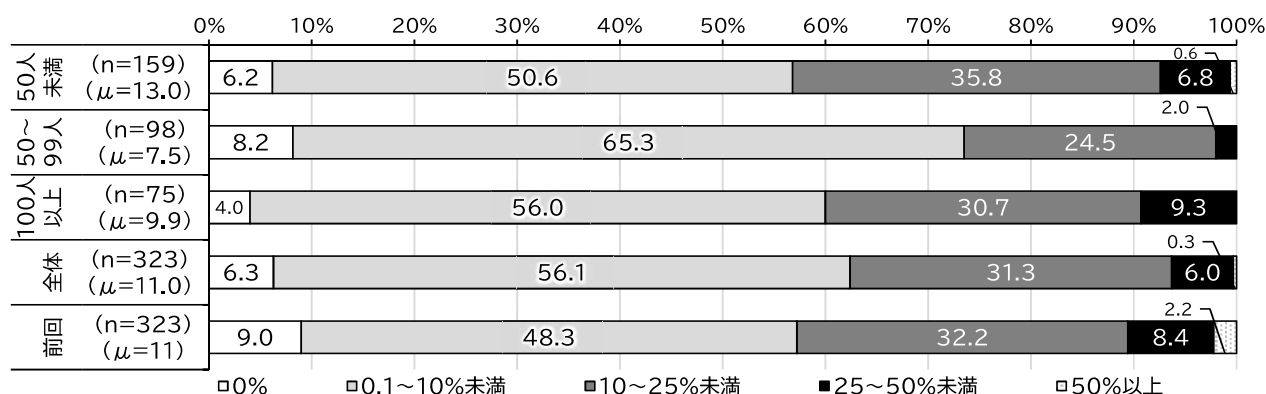


図1-7-2 管理職の割合（規模別）



④ 尼崎市内に居住する従業員の割合

尼崎市内に居住する従業員の割合を業種別に示したものが図1-8-1、規模別に示したものが図1-8-2である。

「全体」では、市内居住者が「25~50%未満」とであるという事業所の割合が最も高く（31.1%）、次いで、「50~75%未満」（26.8%）となっている。また、市内居住者が従業員の半数以上を占める事業所の割合は42.7%である。

業種別にみると、市内居住者が従業員の半数以上を占める事業所の割合は、「医療、福祉」で65.8%、「卸売業、小売業」で61.3%と「全体」に比べて高い。一方で、「建設業」、「製造業」では、市内居住者が従業員の半数を占める事業所の割合がそれぞれ25.0%、27.4%と、「全体」を大きく下回った。

規模別にみると、おおよそ事業所の規模が小さいほど、従業員のうち市内居住者が占める割合が高い。市内居住者が半数以上の事業所の割合は、従業員「100人以上」の事業所では、28.7%にとどまった。

図1-8-1 市内に居住する従業員の割合（業種別）

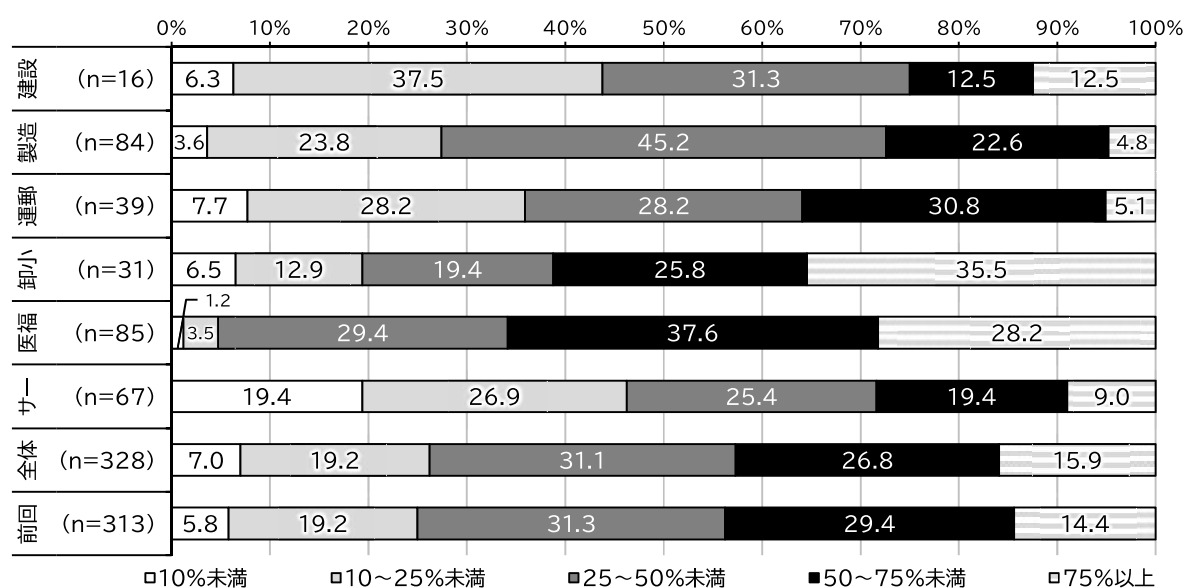
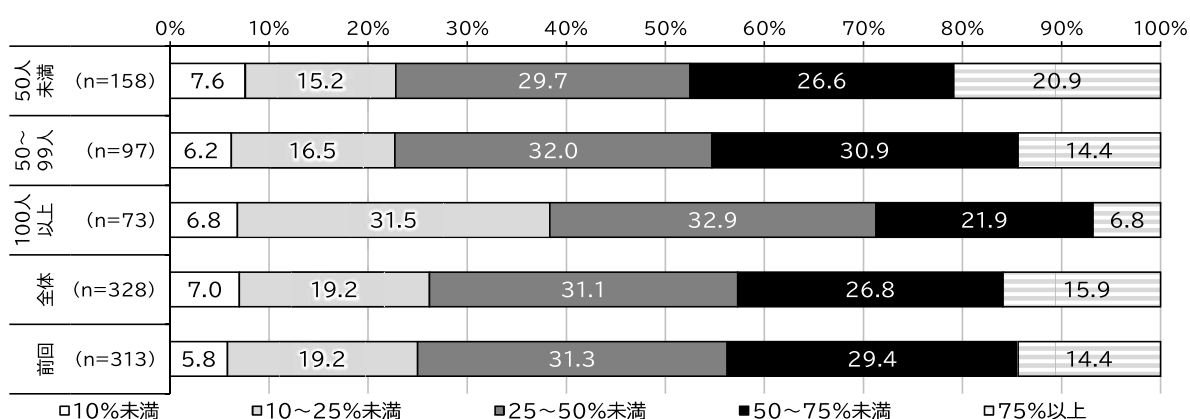


図1-8-2 市内に居住する従業員の割合（規模別）



⑤ 39歳以下の従業員の割合

39歳以下の従業員の割合を業種別に示したものが図1-9-1、規模別に示したものが図1-9-2である。

「全体」では、39歳以下の従業員の割合が「25~50%未満」という事業所の割合が最も高く（48.7%）、次いで、「10~25%未満」（24.2%）となっている。

業種別にみると、「建設業」では“50%以上”である事業所の割合が25.0%と、「全体」と比べて高い。また、「製造業」、「建設業」では「25~50%未満」である事業所の割合がそれぞれ61.1%、56.3%と「全体」と比べて高い。一方、「医療、福祉」、「運輸業、郵便業」では、「10%未満」と回答した事業所の割合が「全体」と比べて高い。

規模別にみると、従業員「100人以上」の事業所では、39歳以下の従業員の割合が「25~50%未満」である事業所の割合が68.5%と突出して高く、「10%未満」は、1.4%と突出して低い。一方で、従業員数「50人未満」の事業所では「10%未満」の割合が「全体」と比べて高い。

図1-9-1 39歳以下の従業員の割合（業種別）

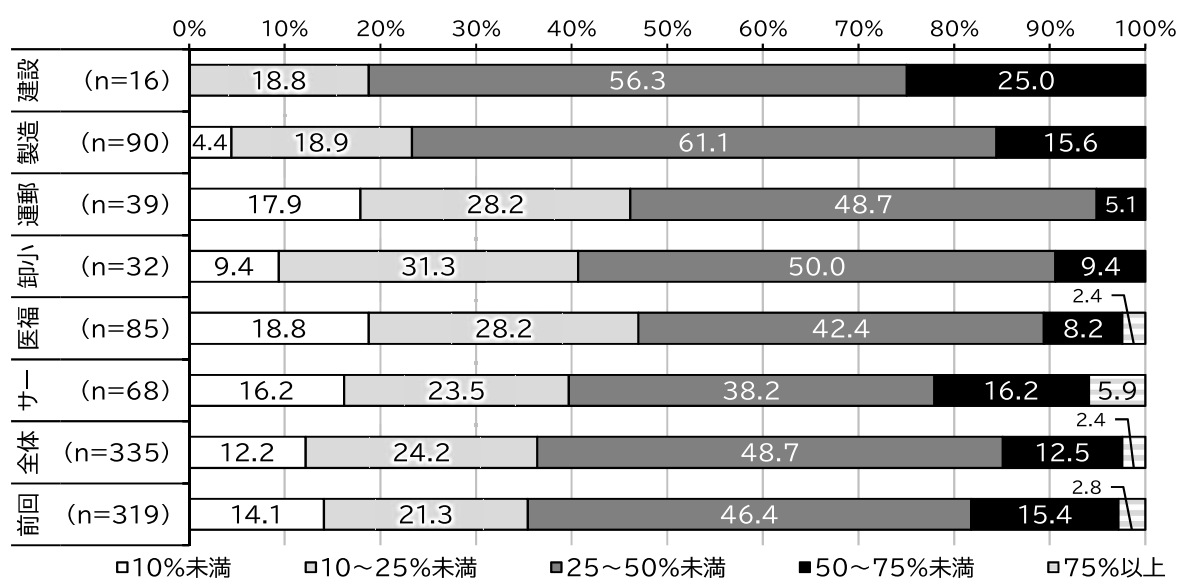
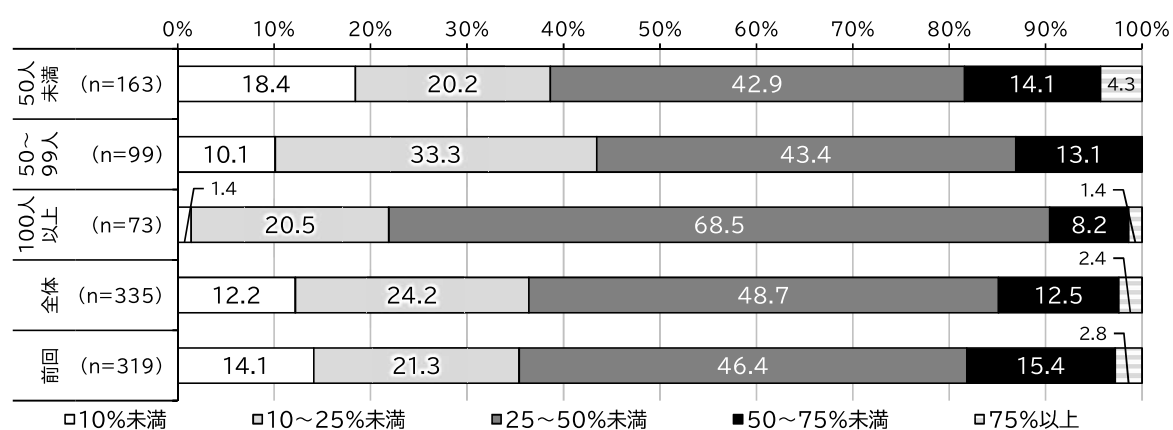


図1-9-2 39歳以下の従業員の割合（規模別）



(3) 労働組合

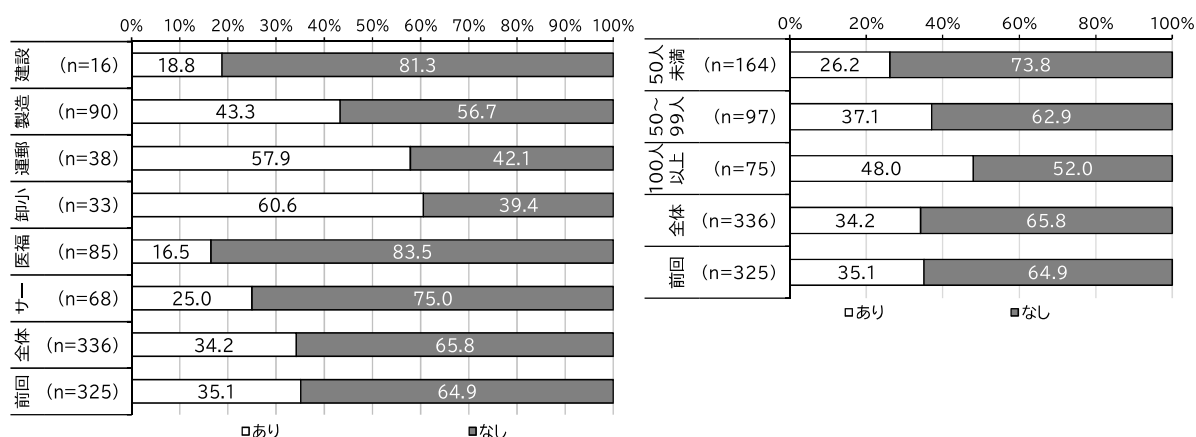
労働組合の有無について業種別・規模別に示したものが、図1-10である。

「全体」では、労働組合が組織されている事業所は34.2%（115事業所）である。

業種別にみると、「全体」と比べて労働組合が組織されている事業所の割合が高いのは「卸売業、小売業」（60.6%）であり、次いで、「運輸業、郵便業」（57.9%）である。一方で、「全体」と比べて低いのは「医療、福祉」（16.5%）、「サービス業」（25.0%）である。

規模別にみると、従業員数が「100人以上」の事業所では、労働組合が組織されている事業所の割合は48.0%と高い。一方で、「50人未満」の事業所では3割に満たない。

図1-10 労働組合の有無（業種別・規模別）



労働組合がある115事業所について、労働協約の締結状況について業種別・規模別に示したものが、図1-11である（この間に無回答の4事業所を除く。）。

「全体」では、96.4%の事業所が労働協約を締結している。また、すべての業種で9割以上が労働協約を締結している。規模別にみると、従業員規模に関わらず、9割以上の事業所が労働協約を締結している。

図1-11 労働協約の締結状況（業種別・規模別）

